

奈良労働局は、令和2年2月26日に「パワーハラスメント対策等セミナー」

～女性活躍推進法・同一労働同一賃金～ を開催しました。

今年6月から施行される「パワーハラスメント対策」等、今年4月から施行される「パートタイム・有期雇用労働法」、「女性活躍推進法」、「労働基準法」、「改正労働者派遣法」について、担当から法の改正内容、今後必要な取組み等について説明しました。

参加者数は、午前は50名、午後は55名でした。



小原雇用環境・均等室長 挨拶



○説明会内容

- 1 「パワーハラスメント対策等について」
- 2 「改正女性活躍推進法について」
- 3 「働き方改革推進支援センターの紹介」
- 4 「パートタイム・有期雇用労働法について」
- 5 「労働時間法制の見直しについて」
- 6 「改正労働者派遣法について」

雇用環境・均等室

雇用環境・均等室

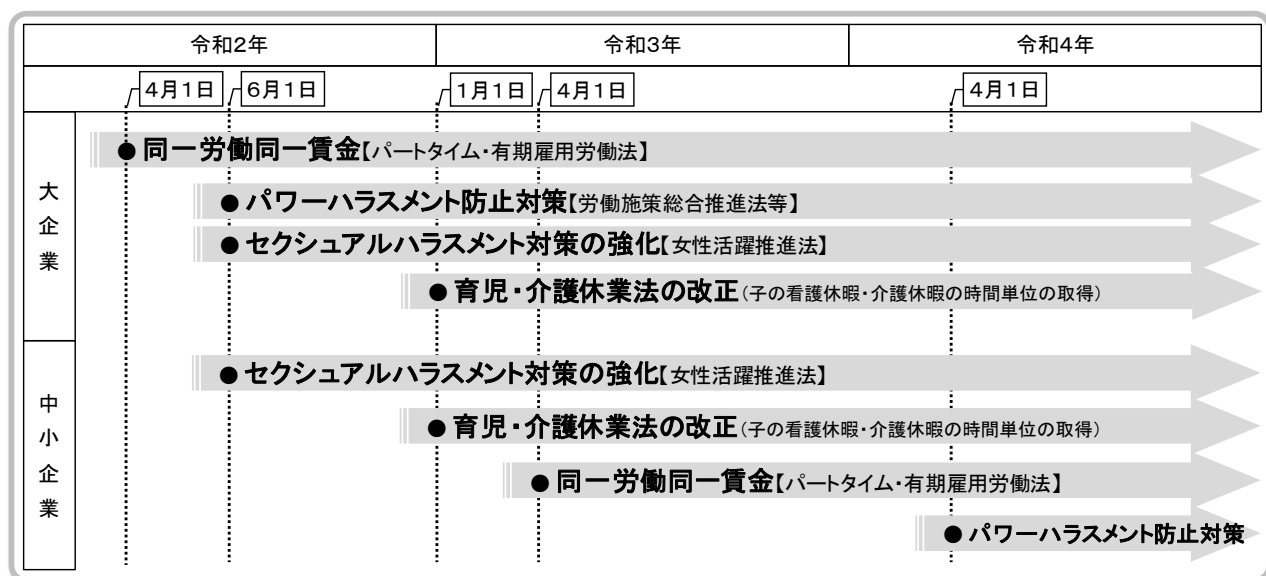
奈良働き方改革推進支援センター

雇用環境・均等室

労働基準部監督課

職業安定部需給調整事業室

○法律の施行日



○女性活躍推進法の改正

施行日	改正内容	
令和2年4月1日	一般事業主行動計画に複数の数値目標設定	301人以上事業主が令和2年4月1日以降始期の行動計画に設定
令和2年6月1日	情報公表項目の拡大	301人以上事業主が2区分ごとにそれぞれ1項目以上選択
	特例認定制度創設(プラチナえるぼし)	えるぼし認定事業主のうち、女性活躍推進の状況等が特に優良な事業主を認定
令和4年4月1日	女性の活躍推進に関する一般事業主行動計画策定・届出、情報公表義務の対象拡大	301人以上から101人以上事業主に拡大

○資料は厚生労働省ウェブサイト(改正内容、各種情報、解説動画)へ

[①ハラスメント対策特集ページ](#)

[②女性活躍推進法特集ページ](#)

[③同一労働同一賃金特集ページ\(パートタイム・有期雇用労働法\)](#)

[④育児・介護休業法について](#)

[⑤働き方改革特設サイト](#)

◎お問合せ先 奈良労働局雇用環境・均等室 電話：０７４２－３２－０２１０